

日露戦争と外国新聞従軍記者

松村 正義

1. まえがき —— イラク戦争での従軍記者規則	20
2. 外国新聞社から記者の従軍申請が殺到.....	22
3. 陸戦に従軍する外国人記者への注意事項と酒保規程.....	23
4. 海戦に従軍する外国新聞通信員の遵守規定.....	27
5. 「出るばかりで入るものなし」.....	30
6. 戦場へ取材に行けなかった外国人記者らの反撥.....	34
7. 戦場付近の視察取材専用船『マンチュリア』号の特別運航	35
8. むすび —— 欧米諸国のモデルとなった日本の従軍記者規則	38
付記 1. 外国新聞従軍記者の取材成果	41
付記 2. 「露軍ニ従軍シタ通信員ハ日本軍ニ従軍ヲ許サズ」	42

1. まえがき ― イラク戦争での従軍記者規則

すでにわれわれは、2003年3月20日に開始されて今に続くいわゆるイラク戦争の実相を、激烈な戦闘場面であれ静寂な休戦の場面であれ、はたまた自爆テロによる現地住民の悲惨な状態であれ抵抗勢力との銃撃戦であれ、「茶の間」でテレビを通して恰もその場に居合わせたかのように、顔を顰蹙させながらも眺めてきた。いうまでもなく、その現場にはカメラマンを含めた従軍記者がいて、身の危険を冒してまで取材し世界に向けて発信し報道しているからである。しかし、その報道によって、その従軍記者の所属している軍団や部隊の戦闘行為や作戦行動がすぐに敵側にも知られてしまい、同従軍記者の所属する側の軍部や政府の不利益になることもしばしば起こり得ることであろう。そこに、戦場の実相をできるだけ詳細・正確に報道しようとする従軍記者と実際に戦闘に従事している部隊との間で、報道の自由と作戦上の規制の問題が大きく浮かび上がって来ざるを得ない。

実際にも、そのイラク戦争に従軍する報道記者に対して、米軍は、「従軍取材ルール」¹⁾なるものを規定して、「米軍およびこれに従軍する報道メディアの安全のため、報道メディアは定められた（この）グランドルール（基本原則）を忠実に守る」ことや、「従軍する報道メディアは従軍取材に入る前にこの基本原則に同意し、この文書に署名する」こと、また「これに違反した場合、直ちに従軍取材を終了させる」ことなどを求めていた。そして、その「従軍取材ルール」の中で、公表できない情報として次のようなことが挙げられていた。

「* 部隊、航空機、戦車、軍艦などの詳細な数、* 軍事施設の名前や部隊の詳細な位置、* 将来の作戦についての情報、* 軍事施設・野営地の防御手段やそれに関する写真、* 交戦規則、* 一般的には問題とされる策略、

1) 野嶋剛著『イラク戦争従軍記』、朝日新聞社、2003年、119頁。そこには、同ルールが要旨として紹介されている。なお、本論に引用した部分は同著120-121頁の記述によった。

技術、手順による情報収集活動、* 攻撃開始についての報道は特に注意する。第一陣の安全な帰還または指揮官の許可が出るまで生放送は禁止する。
* 作戦中の友軍部隊の行動や戦術的な展開などについての詳細な情報」や、「* 延期や中止された作戦、* 行方不明機、撃墜機、行方不明艦の搜索、救助活動の情報（計画中および実行中において）」のほか、「* 捕虜の顔や名札など、人物の特定につながる写真や映像。捕虜へのインタビュー」など。

実際にも、そのイラク戦争のある戦闘場面を実況放映していたテレビ番組で、一放送記者が「これ以上は軍の機密上放映できません」と叫んでいたシーンがあったのを、筆者は鮮明に記憶している。何しろ、1991年の湾岸戦争の折りには、米軍当局は一切の従軍記者を受け入れず、「大本営的」なピンポイント爆撃の映像ばかりを提供していた。それが、2003年のイラク戦争では、600人もの内外の記者を受け入れたのである。しかも、ほんとうの火事場である戦場に、ほとんど軍隊経験のない素人の報道記者たちを伴うことだけでも大変に面倒なことであるのに、そうした従軍記者が、米国人だけでなく、ヨーロッパやアジアやアラブ世界からも従軍が認められていたのである。

何しろ、「広報というメディアをコントロールする部門の目が届かない末端の部隊に、なにを書くかわからない記者たちを大量に置くことは相当の勇気と覚悟がいったはず」なのである。そこで、「日本の自衛隊がもし海外へ戦争に行ったとしても、防衛庁は外国人記者の従軍を絶対に認めないであろう。その点で米国人の発想は門戸を開くことに前向きなのだ」という。しかしながら、今年でちょうど開戦から100年を経過した1904 - 5年の日露戦争で、日本の陸海軍当局が、従軍を希望して日本にやってきた諸外国からの新聞記者に対して、彼ら外国新聞記者の取扱に関する規定の原型ともなった「外国通信員諸君ニ告グ」を制定して実施し、世界の軍隊に先駆けていたことを知っていてよいであろう。

2. 外国新聞社から記者の従軍申請が殺到

20世紀に入ってまもなく起きた日露戦争は、日本にとって自衛のためとはいえ、当時のまだ脆弱な国力からみて一見なお無謀とも見えたほどに、アジアの一新興小国がヨーロッパの一大強国に対して敢えて戦いを挑んだ、当時としてはいやが上にも国際的な関心の高まりを呼ばずにおかなかった大事件であった。さればこそ、1904年の春もまだ浅い2月6日に日露両国間の国交断絶が伝えられ、翌々8日から9日にかけて旅順港や仁川港のロシア艦隊に対する日本海軍の奇襲攻撃が行われた後、10日には日露両国相互間に宣戦布告が発せられるや、当時の世界の主要な新聞・雑誌・通信社からは、それらと時期を前後してそれぞれの現地派遣を希望する記者らの日本軍従軍許可申請が、世界各地の日本の在外公館を通じ、あるいは直接に日本政府当局へ矢継ぎ早に齎されたのである。

具体的には、英国の『ロンドン・タイムス』紙のG.E.モリソンをはじめとして、米国からは『ニューヨーク・ヘラルド』紙のO.K.デービスやW. ルイス、『ニューヨーク・ワールド・アンド・ハーパス・ウイクリー』紙のウィリアム・ディンウィンディ、『コリアーズ・ウィクリー』紙のフレデリック・パーマーやJ.H.ヘアにR.H. デービス、『サンフランシスコ・エギザミナー』紙のジャック・ロンドン、『シカゴ・デイリー・ニュース』紙のJ.E.バスやスタンレイ・ウオッシュバーンのほか、『ニューヨーク・イーブニング・ポスト』紙のフランクリン・クラーク、『ニューヨーク・グローブ』のG.H.スカル、『スクリブナー・マガジン』誌のジョン・フォックス、AP通信社のウィリアム・H.ブリルやリッチモンド・スミス、サンフランシスコの『イーブニング・ブレチン』社のグラント・ウオレス、『イースタン・イラストレーテッド・ウオ・ニュース』社のリチャード・バリ、『トラベラーズ・マガジン』誌のジェームス・リカルトン、それに『ニューヨーク・トリビューン』紙のW.D.G.モーガンや『アウトLOOK』誌のジョージ・ケナンといった錚錚たる記者の面々²⁾が、いわゆる従

2) 外務省外交史料館所蔵記録『日露戦役ノ際戦況視察ノ為メ外国新聞記者従軍一件』、第1巻。

軍記者として日本軍に従軍することによって、その人種的にも宗教的にも特異な戦争と見られた日露戦争の戦場模様や戦闘場面を日本側より取材し自国や海外に報道するために従軍記者派遣の許可申請を矢継ぎ早に提出してきたのだ。

当時の日本軍当局としても、報道の重要性についてはそれなりに認識していた模様であり、従軍申請を行なってきたそれらの外国新聞・雑誌記者（以下、総合的に外国新聞記者と呼ぶ。）には、「日本通信員八百人二対スル二十人、外国通信員八百人二対スル十五人ノ割合」³⁾で従軍許可を与えていたことが知られている。

3. 陸戦に従軍する外国人記者への注意事項と酒保規程

日本軍当局では、手回しよく、宣戦布告後まだ一ヶ月も経たない3月5日に石本新六・陸軍次官の名義で、以下のとおり『外国通信員諸君ニ告グ』(Note-Verbal, Messrs the Foreign War Correspondents) と題した外国新聞記者のための従軍注意事項を『外国通信員酒保規程』(Regulations for the Canteen of Foreign War Correspondents) とともに、従軍を許可された外国新聞記者らに英文で配布した⁴⁾。

『外国通信員諸君ニ告グ』

今回、外国通信員諸君ガ海外万里ヲ遠シトセズ我陸軍ニ従軍シ、以テ其ノ戦況ヲ本国ニ通信スルノ勞ヲ採ラレントスルハ、我帝国軍隊ノ名誉トスル所ナリ。此名誉アル外国通信員諸君ノ従軍ニ関シ、充分ナル便宜ヲ与ヘ且陣中ニ於ケル勞ヲ慰ムルニ足ルベキ方法ヲ講ゼントスルハ、帝国陸軍ノ最モ努ムル所ナリト雖、奈何セン諸君ノ既ニ承知セラルルガ如ク、今回戦地トナルベキ地方ハ、其ノ交通機関殆ド皆無ニシテ其ノ物資モ亦甚ダ欠乏

3) 外務省編纂『日本外交文書』、日露戦争III. 116頁、付記1、内務省報告。

4) 外務省編纂『日本外交文書』、別冊・日露戦争III. 昭和34年、126 - 127頁（第113号文書・付記）。ここでは、英文を省略し邦文のみを掲載した。

シ、軍需諸品ハ総テ之ヲ本邦ニ仰ギ且ツ之ヲ其ノ險惡ナル交通路上ニ運搬セザルヲ得ズ。為ニ兵站業務ノ如キモ頗ル困難ニシテ、其ノ実況ハ不日諸君ガ实地踏査ノ上之ヲ一見セラルルニ至ラバ、蓋シ思ヒ半ニ過ギン。故ニ諸君ヲ歓待セントスル我誠意ハ、遺憾ナガラ實際其ノ幾分ヲ遂行シ得ルニ過ギズ。諸君幸ニ諒セラレヨ。

茲ニ諸君ノ準備ノ為メ、左ニ二三ノ注意事項ヲ列記シ、以テ参考ニ資セントス。

- 一、刻下ニ於ケル我軍事輸送ノ景況ハ、到底諸君ヲシテ満足セシムルガ如キ多量ノ荷物ヲ運搬スルコト能ハズ。故ニ諸君ハ、便宜上運送船ヲ借入レ、我陸軍官憲ノ指定スル戦地港湾ニ上陸セラレンコトヲ勧告ス。但シ、爾後ニ於ケル諸君ノ必要ナル追送品ノ輸送ハ、勉メテ好意ヲ以テ陸軍官憲ニ於テ取扱フベシ。
- 二、金錢ヲ戦地ニ携行スルコトニ関シテハ、特ニ諸君ノ困難トセラルル所ナラント信ズ。然ルニ軍隊經理官ハ、規則上私金ヲ保管スルコト能ハズ。又野戦郵便局ニ在リテハ、貯金ハ取扱フト雖之ガ払戻ヲ為サザルヲ以テ、不便ナガラ諸君ハ、適意現金ヲ所持セラルル外処置ナキモノトス。
- 三、食品ニ付テハ、我野戦軍ノ常食ナラバ隨時之ヲ諸君ニ供給スルニ躊躇セザルベシ。只ダ、諸君中之ヨリ以上ノ希望ヲ有セラルルトモ、我陸軍ニ於テハ到底戦地ニ於テ之ヲ供給スルコト能ハザルヲ以テ、諸君ハ所要ニ応ジ酒保ヲ随行セラレンコトヲ勧告ス。但シ、其ノ酒保請負人ハ別冊ノ規程ヲ確守スルモノニ限ル。
- 四、諸君ノ通弁人又ハ従僕ニシテ内地人タルモノニ、我野戦軍ノ常食ヲ供給スルコトヲ望マザレバ、我軍隊ハ之レニ応ズルニ吝ナラザルベシ。
- 五、諸君若シ不幸ニシテ疾病ニ罹リ或ハ傷痍ヲ受ケラルル如キ事アラバ、我軍隊ノ医官若クハ野戦病院ニ於テ適當ナル治療ヲ施シ、且ツ固ヨリ之ニ応ズル薬餌ヲ供給スベシ。

六、戦地陸上ニ於ケル諸君ノ荷物ノ運搬ハ、我將校ニ準ジ一名八貫匁以内
ノモノニ限り、必要ノ場合我陸軍官憲ニ於テ取扱フベシ。

終リニ臨ミ、我帝国陸軍ハ、此名誉アル諸君ガ從軍中常ニ健康ヲ保全シ
充分ニ視察ヲ遂ゲラレ、而モ正確ニ且公平ニ通信シ、以テ諸君ノ任務ヲ果
サレンコトヲ切望ス。

そこには、外国人記者らが「便宜上運送船ヲ借入レ、我陸軍官憲ノ指定スル戦地
港湾ニ上陸」するよう勧告されていたし、また余裕のある表現で、これより日本陸軍
に從軍しようとする外国新聞記者に対して「充分ニ視察ヲ遂ゲ」、「正確ニ且公平ニ
通信」するよう要望する言辞が述べられていたことに注目したい⁵⁾。なお、その布
告に続く別冊『從軍外国通信員酒保規程』については、次のとおり英文で紹介する⁶⁾。

I. Canteen for foreign war correspondents is the store where food and supplies
are sold to such correspondents in the front.

II. The said canteen shall be established by contract. The contractor will be
appointed by the correspondents.

III. Supply of articles required for such canteen, their replenishment and
transportation will be undertaken at the contractor's own account. As to transpotation
by sea, however, the military authorities will, as far as possible, accede to the
contractor's request to do so, provided the weight of cargo in every single case does

5) 但し、当該和文の末尾の「終リニ臨ミ、云々」の文言は、英文の布告では訳出されていない。

6) その『酒保規程』の邦語原文を必要とする場合には、松村正義著『日露戦争と金子堅太郎
——広報外交の研究——』、新有堂、昭和55年、163 - 164頁を参照。なお、当該冊子の英
文中で明らかにミスプリントと思われる箇所については訂正した。また、邦語原文であれ
英文であれ、同『酒保規程』の第十条に「陸軍從軍新聞記者心得第六条、第八条乃至第十一
条及第十三条、第十四条」とあるが、それら各条文の表現については不詳である。当時、
速成的に作成されたためか、ミス・プリントを免れなかったのであろう。

not exceed two tons.

In the latter case, the articles shall be packed solid; each package weighing from 8 to 12 kwan, and marked in large characters “For the Canteen for Foreign War Correspondents.”

IV. In case the military authorities so undertook the transportation, an agent from the canteen shall accompany the cargo.

V. Whenever the hire conveyance or employment of coolies in the field is required, a permission therefore shall be obtained in advance from the commissariat office or highest military authority of the place. The coolies shall be either Chinese or Koreans.

VI. In the canteen no food and supplies can be sold to any person other than those designated by the Head Quarter of the Army Corps or by that of the independent Army Division.

VII. The canteen may apply to the military authorities at the place of landing, for the goods to be allowed to remain temporarily at the place, provided the contractor being responsible for their safe-keeping and further transportation.

VIII. Those who belong to the canteen shall supply their own food. In case, however, of a solitary person traveling between the interior and landing place, along the line of commissariat service, for the purpose of replenishing stores, food may, in case of necessity, be given by the military authorities.

IX. The High Military Authorities may order the canteen to be closed in case of necessity arising from precautionary measures, etc.

X. Articles VI, VIII, IX, XI, XIII and XIV of the Guidance for the Foreign War Correspondents shall also be applied to the contractor of canteen, his employees as well as the agent mentioned above in Art. IV.

4. 海戦に従軍する外国新聞通信員の遵守規定

他方で、日本海軍の外国新聞従軍記者（通信員とも呼ぶ）に対する所管事項に関しては、まず開戦後一ヶ月余りの1904年3月7日にロイター通信社（代理人、ロバート・M・コリンズ）とAP通信社（代理人、マルチン・イーガン）から、また翌8日にはシカゴ・デイリー・ニュース社（代表、ジョン・F・バース）から、小村外務大臣に対し通信船および無線装置ならびに伝書鳩の使用許可について申請書が提出された⁷⁾。同外務大臣は、これらの申請について、翌9日に山本権兵衛・海軍大臣へ宛てた文書で「本件ニ関シテハ先ニ『ロンドン・タイムズ』ニ特許セラレタル先例モ有之候ノ趣ニ付、可成許可ノ御詮議相成候様致度、此段及照会候也」と通報して、前向きな返答を期待した。

ついで同月10日には、鎮南浦（韓国）の染谷成章・副領事からも小村大臣へ宛てて、次のように請訓した至急電報が打電されてきた。

「竜動（ロンドン）スタンダード新聞通信員キルビイ及デイリイメール新聞通信員マッケンジイ当港ニ来着セルモ、海軍許可書ナキ為メ松石参謀其通信ヲ拒絶セリ。又平壤ニ在リシ外国通信員二名ハ、我軍隊ニ付キ既ニ安東方面ニ進メリトノ事ナリ。デイリイメール新聞外一社ハ、中立国船ヲ利用シ芝罘ヲ本拠トシ当港仁川ニ出入シ、無線電信ニテ軍事通信ヲ為シ居レリ。之ガ取締法ヲ至急御制定アリタシ。然ラザレバ、軍機漏世ノ恐レアルト共ニ当方面ニ入り込ミ来ル外国新聞社員ノ取締付キ難シ」⁸⁾。

これに対し小村は、翌11日に「デイリー・メールノ通信船、貴地ニ到着セバ、相当ノ手續ヲ経テ帝国政府ノ許可ヲ得タル後ニアラザレバ、通信船ヲ使用シ通信ヲ

7) 外務省外交史料館所蔵記録『日露戦役ノ際新聞通信船及使用方法等出願一件』。

8) 前掲の外交史料館所蔵記録。なお、括弧内は筆者。

ナスコトヲ得ザル旨、並ニ許可ヲ得ズシテ強テ通信ヲナスニ於テハ、帝国軍艦ノ為メ差押ヘラルルヤモ難計旨ヲ申聞ケ、直ニ其手續ヲ履ム様厳ニ注意セラルベシ」と染谷副領事に返電しながら、海軍当局からの返答を待った。

多分、海軍も急いだに違いない。四日後の3月13日には、山本海軍大臣から小村外務大臣へ宛てて、「海軍ニ於テハ別紙ニ記載スル条件ヲ付スルニ於テハ認許致シ差支無之候條、可然御取計相成度」と回答してきた。そして、そこに云う「別紙ニ記載ノ条件」というのが、それより二週間後、つまり陸軍に遅れること三週間余り後の同月28日に英文とともに布令された、外国新聞記者らの海上での通信活動に関する以下のような『従軍外国通信員海上通信規定』(*Instructions to be Observed by Foreign War Correspondents in Conducting Marine Communications*)⁹⁾となるものに他ならなかった。

『従軍外国通信員海上通信規定』

一、本規定ハ、従軍外国通信員ニ於テ帝国政府ノ許諾ヲ得、通信船ヲ使用シ、戦地若ハ其ノ付近ニ在テ通信ヲ為サシムルトキ、遵守スベキコトヲ規定スルモノトス。

二、左ニ列記スル事項ハ、予メ大本營ニ届出テ其ノ許可ヲ受クルヲ要ス。

船名、国籍、及其ノ総噸数

船長以下乗員ノ名簿

(通信員若ハ技師等乗船スル場合ニハ、其ノ目的並氏名ヲモ記載スルヲ要ス)

出入スベキ港湾名

予定航路

通信装置

三、通信船ノ発着並其ノ到達目的地ハ、通信員若ハ船長ヨリ、成ルベク速

9) 前掲の外交史料館所蔵記録『外国新聞記者従軍一件』、第一巻。

ニ之ヲ所在帝国陸海軍ノ首席指揮官ニ報告スベシ。

四、戦地又ハ其ノ付近所在ノ帝国陸海軍指揮官ハ、軍事上必要ト認ムルトキハ通信船ノ行動ヲ制限スルコトアルベシ。

五、我軍ノ行動ニ関スル通信ハ、総テ其ノ地所在ノ帝国陸軍若ハ海軍首席指揮官若ハ其ノ指定スル官憲ノ検閲ヲ受クベキモノニシテ、又帝国艦船ノ所在並其ノ未来ノ行動ニ関スル一切ノ事項ハ、之ヲ通信スルコトヲ得ザルモノトス。

前項ノ指揮官ハ、軍事上必要ト認ムルトキハ、一時通信ノ中止ヲ命ズルコトアルベシ。

六、通信船ニ無線電信機ヲ装置スルトキハ、左ノ諸条項ヲ遵守スベキモノトス。

(a) 通信船ト無線電信ヲ交換スベキ相手方ノ名ヲ予メ大本營ニ届出テ、其ノ通信番号ヲ承合スベキコト

(b) 通信ニハ必ず秘密暗号ヲ用ヒ、決シテ平文ヲ用ユベカラザルコト、而シテ其ノ暗号書ハ予メ大本營ヘ提出スベキコト

(c) 帝国艦船ニ於テ現ニ無線電信ノ電信ヲ為シツツアルトキハ、決シテ通信ヲ試ミザルコト

(d) 帝国艦船ヨリ「送信ヲ中止セヨ」ナル合図(——・——)アルトキハ、送信中タリトモ直ニ之ヲ中止スベキコト

(e) 所在帝国海軍ノ首席指揮官軍事上必要ト認ムルトキハ、通信時間ヲ毎日何時ヨリ何時迄ト指定スルコトアルベキコト

七、以上ノ条件ニ違反スル行為アルト認ムルトキハ、所在帝国陸軍若ハ海軍首席指揮官ハ直ニ通信船ノ使用ヲ禁止スルコトアルベシ。

因みに、その間の小出来事ながら、英国の新聞『デイリー・メイル』の通信員アーネスト・ブリンドルが、日露戦争の視察と通信用のためにドイツ国籍の小船「チーフー」号を雇用して、芝罘、仁川および遼東半島の近辺を遊筏中、3月14日に大

同江の入口で日本軍艦から退去の「忠告」を受けている¹⁰⁾。

5. 「出るばかりで入るものなし」

そのように、日本の陸海軍当局では、開戦後まもない短期間に外国新聞従軍記者の取扱規定を比較的到手際よく制定したまではよかった。しかしながら、今度はその後、程なく従軍許可証を手に入れて勇躍はるばる海外諸国から東京へ乗り込んできた彼ら外国新聞従軍記者に対して、数ヶ月経ってもなお日本軍当局から朝鮮半島や満州の戦場へ取材に出向いてよいとの許可が出ず、ついに彼ら外国新聞従軍記者や彼らの海外本社から、日本政府へ激しい不満が投げつけられるという事態へ発展してしまう。

事実、日本の参謀本部では、東京にやってきた外国人の新聞記者たちが戦場へ行くことを容易に許可しなかった。何しろ、日本の軍部の考え方からすれば、目下の日本は浮くか沈むかの戦争の真っ最中であって、ましてや外国の新聞記者に見せるために戦争をしているわけではなく、軍の動きや作戦の機密を守るためには、彼ら外国新聞記者を内地に滞留させておくのも当然であるというのが、その主張の論拠であった。その代わり、日本の軍当局では、彼ら外国新聞記者らをせいぜいご馳走したり娯楽場へ案内するという方途に出たのである。

しかしながら、それらの従軍記者を遠い日本へ派遣した各外国新聞の本社にとっては、出る費用ばかりがかさんで肝心の原稿が来ないということになり、不満がつづいていった。結局は、「出るばかりで入るものがない (all going out, nothing coming in)」¹¹⁾ という苦情電報さえ、本社から従軍記者のもとにくる始末になってしまったという。こうなっては、帝国ホテルなどに無為に居とどまるだけになっ

10) 染谷成章・在鎮南浦副領事より小村寿太郎・外務大臣あて明治37年3月18日付け公信・機密第18号「外国新聞通信船」、前掲の外交史料館所蔵記録。

11) ジャパン・タイムス社『The Japan Times ものがたり』、昭和41年、55頁。

てしまった彼ら外国新聞記者らには、日本に来訪した当初の期待と意気込みが大きく裏切られた恰好になったばかりでなく、中には荷物を纏めて本国へ引き揚げてしまう記者すら出てきてしまったとしても、無理からぬところであつたろう。

その辺りの模様については、日本に好意的だった『ロンドン・タイムズ』紙のモリソン記者すら、上海で「日本ニ滞在スル英米ノ通信員ニ対スル待遇ハ親切ナルモ、其戦地ニ赴クヲ許サレザル為メ不平甚ダ多シ」と同地の小田切総領事に語っていたし、また、外務省が1904年6月25日に受領した次のような内務省報告¹²⁾からも、その様子を彷彿として窺がい知ることができる。

「府下ホテル止宿ノ英米各国ヨリ派遣ノ通信員ハ、何レモ多芸ノモノヲ選ビ派遣シ、早キハ既ニ開戦前従軍ノ目的ヲ以テ勿忙本国ヲ解纜シ着京直チニ従軍願ヲ出シ、数月経過ノ今日従軍許可証ハ既ニ下付セラレタルモ尚ホ依然従軍ヲ許サレズ、止ムナク府下各所ノ風景其他ノ模様ヲ画キ或ハ撮影送付シ、又ハ新聞号外及海陸軍ノ公報ヲ訳シ各其派遣本社ニ通信シ僅ニ任務ヲ塞グ位ニテ、費用ハ次第ニ嵩ミ少クモ月一千円、渡航費用トモ殆ンド既ニ一万円ヲ要シ今後尚果シテ従軍セラルルヤ否ヤ判明セザルヲ以テ、帝国ホテル止宿ノ英国龍動エクスプレス社派遣員『フエリップス』ハ去月上旬帰国、其他同ロイテル社派遣員『エーガン』及『ブリル』並ニ其他従軍ノ望ヲ繋ギ滞留数十名ノ外国通信員等ハ、一昨二十三日ヨリ俄ニ動揺ノ有様ニテ、各所ニ寄合ヒ種々協議ヲ遂ゲ、此上ハ行李ヲ収メ各帰国ノ外ナシトノ決意ヲ示シ来レリト云フ。」

事態がこのようになってくると、そのような日本の軍当局の外国新聞記者に対する処遇ぶりについて、通常でさえ多弁勝ちの言論人のこと、まもなく彼ら東京に滞

12) 前掲『日本外交文書』、日露戦争III, 116頁、(第107号文書および付記1)。

留中の新聞記者や本国の所属新聞社・通信社などから、猛然と批判の声が湧き起らないはずとてなかった。日本で止む無く待機中であった『コリアーズ・ウィクリー』紙のリチャード・H・デービスと『スクリブナー・マガジン』誌のジョン・フォックスという当時の著名な米国人記者らも、業を煮やした挙句、6月中旬に知己のルーズベルト大統領へ直接に電報を打って、戦場へ行けるように話をつけてくれるか、或いは本国帰還を拒んでくれるかのいずれかを斡旋してくれるよう依頼まで試みている¹³⁾。

ついに首府ワシントンに駐在の高平公使も、遠く極東の戦場へ赴いて取材しようとする米国人従軍記者への日本軍当局の処遇ぶりについて、7月11日に小村外務大臣へあてた公信で、今少し外国新聞記者に対して便宜と自由を与えられるようその筋の斟酌を得られまじきや、と以下のとおり要望しなければならなかった。その意見具申は、むしろ卓見に充ちたものですらあったと云ってよい。

「想フニ、当国各新聞雑誌社等ニ於テモ、初メヨリ連合シ可成其通信員ヲ精選スルト同時ニ少数ノ代表者ヲシテ従軍セシムルコトニシタランニハ、我其筋ニ於テモ之ガ取扱上不便ト困難トヲ感ゼラルルコト比較的少ク、從テ彼等ヲシテ満足ヲ得セシメタリシナランニ、屢々及具報候通り、今回ノ戦争ニ対スル当国一般ノ人気ハ中々盛ンニシテ、人々何レモ熱心ニ迅速精細ナル戦報ヲ聞カントスルノ状況ナリシヲ以テ、各新聞雑誌社等何レモ其特派員ヲ有セザレバ此人氣ニ投ズル能ハザルノ形勢ヲ生ジ、為メニ各社競フテ其人ヲ派遣スルコトトナリ、多数ノ通信員互ニ先ヲ争フテ奇功ヲ奏セントシタルガ如キ辺ヨリ、我其筋ニ於テモ之ガ取扱上ニ一層ノ困難ヲ感ゼラレ、其取締方等ニ至リテモ勢ヒ厳密ナラザルヲ得ザルニ至リタル儀乎ト被存候。去レバ其筋ニ於テモ彼等ノ苦情ニ一々耳ヲ傾クルガ如キ余地ハ有之間敷儀トハ存候得共、又タ他ノ一面ヨリ之ヲ考フレバ、如斯当国各新聞

13) 前掲の外務省外交史料館所蔵記録『外国新聞記者従軍一件』・第一巻に収録の、高平在米公使より小村外務大臣あて1904年6月24日発・電報第148号。

雑誌社等ガ互ニ競フテ多数ノ通信員ヲ我邦ニ派遣セル所以ノモノハ、当国民一般ガ今回ノ戦争ニ対シ熱心注意スルト共ニ我邦ニ対シ同情ヲ表スルノ致ス所トモ被存候間、其待遇ヲ戒メ彼等ヲ利用スルノ手段ヲ執ル時ハ、只ニ我軍ノ名誉ヲ世界ニ宣揚スル為メノミナラズ、又タ實際未ダ甚ダ欧米ノ社会ニ認識セラレザル我邦文明ノ真価ヲ能ク了解セシムルニ於テ、我ノ収ム可キ無形ノ利益ハ実ニ少々ニアラザル可クト被存候。」

そして、そのように目下の東アジアの戦局に対する米国諸新聞の強い関心を説いた高平は、以下のように具申したのである。

「現ニ彼等ノ通信ニ係ル新聞雑誌ノ記事ヲ見ルモ、其筋ヨリ相当ノ待遇ヲ受ケラル者ハ大ニ我国人及軍隊ヲ賞揚シ、相当ノ待遇ヲ受ケザル者ハ之ヲ批評スルノ形跡有之候ニ付テハ、別紙（省略）ニ記載セル召還記者ノ如キハ帰国ノ上讒謗ヲ逞クスルナラント被存候。然ルニ今回派遣セラレタル当国諸通信員中ニハ、尋常一様操瓢ノ徒ト其選ヲ異ニシ技倆声望共ニ超絶セル人物モ不甚少、例ヘバ『アッソシエーテッド・プレス』ノイーガン氏、『コリーア』ノパーマ氏、紐育サン、紐育ヘラルド通信員ノ如キヲ初メトシ、過般（中略）電稟中ノ『リチャード・エチ・デーヴィス』及『ジョン・フォックス』両氏ノ如キハ、何レモ今日当国第一流ノ記者若クハ著作家トシテ普ク認識セラレ居ルノミナラズ、其人物及社交上ノ地位モ亦相応ニ高く、彼等ノ記事通信ハ一般普通ノ読者ハ不及申優ニ選少有識ノ読者ヲ動スノ力アルモノニ候得バ、軍機戦略ノ許ス限り可成十分ニ通信ノ便宜自由ヲ得セシメ、若シ戦地通信機関ノ不備ノ為戦地ヨリ直チニ軍用電信ノ使用ヲ許サレ難キモノハ、郵便ニ依リ最近ノ電信局ヲ經由シテ発送スルガ如キ方法ニ従ハシムル時ハ、僅力ニ数日ノ差ニテ逐々伝送ヲ得ル次第ニ付、其辺ハ可成鄭寧ニ照料ヲ与ヘラレ候様相成ハバ苦情モ随テ消散可致乎ト被存候。要スルニ彼等ハ、火災中ニ厄介ナル来客ヲ受ケタルト同様我為メニハ迷惑千万

ナルモ、後日ノ関係モ有之儀故特ニ喋々申進候次第ニ有之候間、事情御洞察何トカ適切ノ取扱方御講究相成候様致度、此段閣下迄及稟申候。」¹⁴⁾

そのように、日本に派遣された外国新聞記者への処遇上の不満に関する情報とそれを巡る何らかの改善策を求めた要請は、米国の首府ワシントンの日本公使館からのみならず、欧州のロンドンのそれや、近くは北京、上海、天津、芝罘、牛莊、京城、鎮南浦などの日本の各在外公館からも続々と東京の本省へ齎されていったのである。

6. 戦場へ取材に行けなかった外国人記者らの反撥

しかも、結局には戦場へ取材に行くことを許可されず已むなく本国に帰還せざるを得なかった外国新聞記者らが、その年の夏ともなるにつれて日本に不利な報道を流し始めたばかりでなく、ロンドンの新聞などまでその論調を変容させてきたのである。こうなると、11月に予定された第二回目の外債募集やその他の政略上にも大きな障碍になろうとする傾向さえ見られるに至った。

さすがに事態の成り行きを憂慮した東京では、大本營の山縣（有朋）陸軍参謀総長も9月14日に大山（巖）満州軍総司令官へ宛てて電報し、「勿論、各軍ニ於テ彼等ノ取扱ニ関シテハ相当ノ注意有之義ハ察スルモ、操縦寛厳ノ度ヲ失ヒ感情衝突ノ為メニ徒ラニ我邦ニ不利益ナル論議ヲ欧米ニ流布セシムルハ、策ヲ得タルモノニ非ズシテ大ニ注意スベキコトト存ズ。此旨篤ト各軍ニ訓示セラレ、宜シク経験アル者ヲ以テ其操縦ニ当ラシメ、彼等ヲ利用スルノ方法ヲ取ラレンコト希望ニ堪ヘズ」¹⁵⁾と要望したにとどまらず、翌々16日にも更に重ねて重々しく次のように電訓せざるを得なかった。

14) 前掲『日本外交文書』日露戦争Ⅲ、第108文書、118-120頁。

15) 前掲『日本外交文書』、128-129頁（第116号文書付記別紙）。

「宣戦ノ詔勅、炳乎トシテ日月ノ如ク万衆ノ齊シク仰グ所ナリ。人種宗教ノ異同、国風民俗ノ差別ノ如キハ毫モ此際ニ挟ム所ナシ。要唯帝国ノ存立ヲ安全ナラシメ東洋ノ平和ヲ保障シ、文明ノ徳沢ヲ普及セシメ人道ヲ扶植シ、列国一般ノ利益ヲ進捗セントスルニ外ナラズ。

是ヲ以テ、外国観戦員ニ対シテモ亦須ラク此ノ本義ニ準拠シ、苟モ軍国ノ機密ニ抵触セザル範囲ニ於テハ努メテ懇篤開濶ヲ旨トシ、帝国誠意ノ存スル所ヲ顕明ナラシムルニ於テ遺算ナカラシムルコトヲ望ム。」¹⁶⁾

そして引き続き、その「外国観戦員」の取扱いに関する大山満洲軍総司令官あての大本営訓令が、すでに本国へ空しく引き揚げざるを得なかった外国新聞記者や彼らの所属する新聞雑誌社や通信社の悲憤慷慨を少しでも慰撫し緩和しようとするかのように、世界の各国へ向けて公表されたのである。因みに、日本政府のそのような世界に向けた満洲派遣軍に対する訓令の公表によって、結局そのような公表措置を招来せしめるようになったことに責任を感じて引責辞任しようとした児玉（源太郎）満洲軍総参謀長が、9月22日に山縣参謀総長へ宛てて辞表を提出したけれども、勿論のこと聴許されなかったという一幕もあった¹⁷⁾ことを付記しておきたい。

7. 戦場付近の視察取材専用船『マンチュリア』号の特別運航

そのような日本軍部の外国新聞記者に対する取扱いへの国際的な悪評が急速に高まる中で、大本営でも一策を考案して実施しようとしつつあった。それは、戦場の現地を視察し取材させるために専用の船を運航し巡回させて、日本人の関係者や新聞記者のみならず外国の観戦武官や新聞記者らもその専用船に乗船させて戦場近くの各地に立ち寄り、実際に視察し取材させようという案であったのである。

16) 前掲『日本外交文書』、132-133頁（第121号文書付属書別紙）。

17) 前掲『日本外交文書』、132-133頁、（第121号文書付記1および2）。

その案は、外国の観戦武官と新聞記者について明治37年5月24日に山本海軍大臣から小村外務大臣へ通報され、ついで同外務大臣からは、翌25日に「戦地付近へ航海二関スル件」と題して至急の半公信で、在京の英国、米国、ドイツ、オーストリア、フランス、イタリア、スイスおよびブラジルの各公使へ以下のように通達された。なお、この通達は、それらの各国公使に対して、「本邦駐在外国公使館付海軍武官」と「貴国従軍新聞通信員」との両者についてそれぞれ区別して計2通送達された¹⁸⁾。この論考では、外国新聞記者をその論述の対象にしているので、後者に関する通達文を優先させて引用することにしたい。

「拝啓 陳者、本月下旬横須賀軍港ヲ出発シ呉佐世保兩軍港及戦地付近ニ回航ノ上、往復凡一ヶ月間ノ予定ヲ以テ再ビ横須賀軍港へ帰着スベキ船便有之候ニ付、貴国従軍新聞通信員中ニテ希望者有之候ハバ一名（欄外注記「英米公使へハ三名トスベシ」）ニ限り便乗差ツカエ無之旨海軍大臣ヨリ照会有之候間、閣下ニ於テ右希望者中一名（欄外注記「英米へハ三名トスルコト」）御選択ノ上其人名速ニ御通知相成度。尤モ右ノ便船ハ、拿捕汽船『マンチュリヤ』号ヲ使用スベキ筈ニ付、該船ニ関スル航海上ノ経験モ浅キ義ニ有之、特ニ戦地付近ニハ各種ノ危険物モ浮遊シ居ル有様ナルニヨリ、自然本船ニ不慮ノ変災ナキヲ保シ難ク候ニ付、此点ニ関シテハ便乗者ニ於テ予テ御覚悟アリタキ旨併テ同大臣ヨリ申越有之候間、右ノ趣御承知ノ上何分御申出相成候様致度、將又本船出発ノ日時ハ大凡ソ本月三十日ノ見込ニ候得共、尚確定ノ上更ニ可及御通知候間得貴意候。敬具」

因みに、そこに云う汽船『マンチュリヤ』号とは、ロシアの東清鉄道会社が所有していたものを日本海軍が開戦に伴って拿捕したものであった。また、同月27日付けの半公信では、それらの各国公使に対して「同船ハ其後船体検査ノ結果、凡ソ六月十日頃ニ至ラザレバ出発致シ兼候旨」を通知している。

18) 外交史料館所蔵記録『日露戦役ノ際「マンチュリア」号戦地視察ノ為メ廻行一件』を参照。

以上のような経緯で、かつてのロシア汽船『マンチュリヤ』号を利用して戦地付近を航行し視察する特別のツアーが、大本営海軍軍事總監部によって編成され、外国人に関しては、外務省を通じて在京の各国関係公使へ照会された。それに対して続々と応募の返答が寄せられた結果、「鍋島（桂次郎）外務書記官及び帝国海軍士官数名ノ外、在本邦外国公使館付海軍武官七名、外国通信員十名、本邦新聞記者十三名、貴衆両院議員十四名、貴族院書記官、衆議院書記官長等（計55人）便乗シ」、6月12日に横須賀を出帆して途中で仁川および鎮南浦にも寄港しながら、約一ヶ月後の7月12日に横浜、ついで横須賀へ帰還することになった。その中、外国通信員の10人には、以下の名前が挙げられていた。

	新聞名	記者名
伊	イル・セコロ	マルキー・ローレッツォー・ダッター
米	アウチング	アール・エス・ダン
仏	フィガロ	アール・カン
米	アウトルック	ジョージ・ケナン
独	フランクフルテル・ツァイツング	エー・クロツケ
英	デーリー・テレグラフ	エル・ロートン
英	デーリー・メール	ビー・ダブリュー・ノレガード
米	アッソシエーテド・プレス	ウィラード・デー・ストレイト
英	イラストレーテッド・ロンドン・ニュース	エフ・ヴヒラース
澳洪	ノイエ・フライエ・プレッサー	バロン・ワード

それらの乗船者リストの中には、「外国軍事通信員」として著名な米国人記者ジョージ・ケナンや、「右ノ外」として地理学者・志賀重昂の名も見ることができた。

実際にも、戦場付近を回航して乗船者に現地を視察させる予定の汽船『マンチュリヤ』号は、6月22日に仁川に寄港し、乗船者は京城に入って25日に韓国皇帝に謁見するなど五日間滞在した後27日に同港を出帆した。そして7月3日に鎮南浦

に安着し、平壤を見学するなどして同月7日に鎮南浦に戻ったが、同日同地に入港した第八仮装砲艦がその日の午後7時半に「試発」とはいえ突然に空砲3発を発射したことに驚愕している¹⁹⁾。そして同船は、同地に一週間滞在後12日に同地を出帆して、22日に横浜に無事帰還した。

因みに、その頃はちょうどウラジオストク艦隊が日本近海で策動し始めた時期であった。事実、6月17日に近衛連隊を輸送中の常陸丸と佐渡丸が日本海で同艦隊に攻撃され、前者の輸送船が沈没したし、また同月30日には元山湾の日本軍兵站地が同艦隊の砲撃を受けた。そればかりでなく7月20日にも、陸軍部隊を乗せた輸送船・高島丸が津軽海峡でウラジオストク艦隊の攻撃を受けて沈没させられている。

8. むすび— 欧米諸国のモデルとなった日本の従軍記者規則

当時、ニューヨークを中心にして米国に長期滞留しながら米国世論の対日友好化に昼夜兼行で尽力していた金子堅太郎も、外国新聞記者には軍の機密に抵触しない限り努めて懇切寛濶に処遇すべきことを命じた9月16日付けの山縣参謀総長から大山満洲軍総司令官あての訓令について、東京からワシントンの在米公使館へ打電された電信によって知悉した。また米国の諸新聞は、そのような日本軍当局の訓令の要領を掲載して報道したのである。その結果、同訓令の発表後は、外国新聞記者の怨嗟の声もさすがに多少とも減却したように見えた。

しかしながら、その外国新聞記者の処遇問題でこじれた余波は、その後もまだ尾を引いてくすぶり続け、さきに高平公使が小村外務大臣への報告の中で危惧したように、「軍事通信員『デーヴィス』及『フォックス』ノ兩名ハ、先ニ日本軍ニ従軍セルニ方ニ不当ノ待遇ヲ受ケタリトテ、日本ヨリ帰国後文章又ハ談話ヲ以テ日本ニ対シ妨害ヲ加エツツアリ。彼等ハ、初メ日本ニ向テ出発セル当時ニ在リテハ熱心ナル日本鼂鼠ナリシガ、日本滞在中全ク日本政府ノ欺ク所トナレリト云」い続ける状態であっ

19) 前掲の外交史料館所蔵記録の中の、染谷成章・在鎮南浦副領事から小村寿太郎・外務大臣あて明治37年7月12日付け公信・鎮公第70号。

た。そのことは、その年の12月19日に金子が、漸くその前月に選挙戦を勝ち抜いて再び大統領に選出されたルーズベルトと午餐の機会を持った際にも、同大統領の口からこう話題に上ったほどであったという。「予ハ、日本政府ガ将来総テ通信員ニ対シ許可スルコトヲ得ル事項ト許可シ得ザル事項トヲ明瞭ニ開示シ、彼等ヲシテ今後戦場ニ前進スルノ許可ヲ予期セシメザランコトヲ希望ス。尤モ予ハ、『フォックス』ガ有害ナル報道ヲ流布シ又ハ日本ニ取りテ不利益ナル行動ヲ為サザル様、勸告スベシ」²⁰⁾と。

そのことを東京へ報告した金子には、それより二週間後の旅順開城が漸く成った翌1905年の1月3日に、小村外務大臣から次のようにルーズベルト大統領へ陳述せられたいとの訓令が届いた。

「日本政府ハ、現下戦争ノ甚ダ重大ナル性質ヲ帯ビルニ鑑ミ、我国地理上ノ位置ガ其陸海軍行動ニ関シテ絶対的ニ機密ヲ保持スルノ利益ハ、毫モ之ヲ擲棄ス可カラズト思料セリ。日本政府ハ、先ニ清国トノ戦争中新聞通信員ニ関シ面白カラザル経験アルヲ以テ²¹⁾、今回ノ戦争、特ニ其初期ニ於テ軍機ヲ漏洩スルノ機会ヲ通信員ニ与ヘザルコトニ決意セリ。然レドモ戦局ノ進行ト共ニ、追々右ノ如キ嚴重ナル規則ヲ緩ムルモ不可ナキコトヲ認メタリ。而シテ我政府ハ、今日ニ於テハ在戦地新聞通信員ガ其待遇ニ関シ最早何等愁訴スベキ理由ヲ有セザルコトヲ信ズ。且又既往ニ於ケル通信員ノ待遇ト雖モ、外国人ニ対スル敵意又ハ嫌疑ヲ表示セルモノニ非ズ。是レ我政府ガ自国通信員ニ対シテモ全ク同様ノ待遇ヲ与ヘタル事実ニ徴シテ、明瞭ナリ。」²²⁾

20) 前掲『日本外交文書』、日露戦争V、「米国大統領会見始末」、715頁。

21) 日清戦争中に旅順で起きた日本軍の虐殺事件が、1894年12月20日に米国の新聞 *The World* の James Creelman 記者によって世界に大きく報道され、日本政府はその対応に苦渋させられたが、多分そのことを指しているのであろう。なお、その旅順虐殺事件をめぐる対外報道の詳細については、大谷正著『近代日本の対外宣伝』（研文出版、1994年）の中の「第二部 日清戦争期の対外宣伝活動」を参照。

22) 前掲書、717頁。

そのような状況に対して、金子堅太郎は、実際に米国に滞留して広報活動을続けながら当時の同国民一般の対外世論、とりわけ陸海軍軍人の見解を入念に聴取し観察していたが、彼の眼には、ワシントンの高平公使が抱いたほどの危惧や東京の大本営参謀本部の山縣参謀総長が懸念したほどの憂慮は映らなかったと思われる。彼は、児玉総参謀長に代表される満洲軍総司令部の外国新聞従軍記者に対する峻厳な処遇をむしろ肯定していたように見えるからである。

しかも金子は、日露戦争の終結後に米国政府が軍事当局者を日本へ派遣して、同戦争の開始後に日本陸海軍当局がまもなく作成して実行した外国新聞記者の従軍規則やその実施状況について調査させ将来への参考にしたとまで称揚して、敢えて次のように書き記した。

「従軍記者ニ対スル我政府ノ処置ニ付テハ、一般ノ米国人ハ大ニ之ヲ賞讃シ、殊ニ陸海軍軍人ノ如キハ此戦争終了後、米国ノ政府ヨリ軍事当局者ヲ我国ニ派遣シ従軍記者取締ノ規則及其情况等ヲ調査セシメ、以テ将来ノ参考ニ供スベシト唱導スルニ至ル。是レ他ナシ。彼ノ『ツランスバル』戦争（ポーア戦争のこと一筆者）及米西戦争ノ際、従軍記者ガ電報若クハ通信ニ依リ軍隊ノ動作又ハ軍機ニ関スル事件ヲ漏洩シタルガ為ニ、意外ノ不利ヲ醸シ、英米ノ軍事当局者ハ非常ノ損害ヲ蒙リタル苦キ経験ヲ嘗メタルニ依ル。」²³⁾

それが、この論考の冒頭に言及したように、現在もなお終結を見ていないイラク戦争の従軍記者の行動を規制する取締り規則の原型であったことを思うと、日露戦争100年に当たって、同戦争で日本軍当局が果した対外貢献の一部を改めて見直したくなる位である。ましてや、彼ら米国の陸海軍軍人たちが、「今回、日本政府ハ、内外ノ新聞紙ノ勢力偉大ナルヲ熟知シタルニモ係ラズ、毅然タル態度ヲ以テ当初ヨ

23) 外務省外交史料館所蔵記録綴り、金子堅太郎『日露戦役米国滞留記』、第三篇、明治39年、314-316頁。

り厳密ナル規則ヲ設ケ、記者ノ戦地出発ヲ制限シ又彼等ヲシテ漫リニ戦線区域ニ進入セシメズ、只戦争結了後始メテ其ノ戦場ヲ踏査観覧セシメタルコトハ、明ニ戦時ニ於ケル規程ニ向テ一大進歩ヲ促シ且ツ欧米諸国ノ政府ニ適切ナル模範ヲ示シタルモノナリト」したとするにおいておや。まさに、日露戦争の開戦後まもなく日本政府が鋭意設定した外国新聞従軍記者規則が、図らずもその後の戦時の関係規程の制定に向けて欧米諸国の適切なモデルとなったというのも、誇ってよいことの一つにしてよいであろう。

付記 1. 外国新聞従軍記者の取材成果

以上のとおり、日本軍当局では、殆ど開戦と同時に戦争の取材のために日本にやってきた外国新聞記者らに従軍許可証を与えながらも、軍や作戦上の機密保持を理由にして戦地や戦場へ赴くことを容易に認めなかった。そのため、彼ら記者はついに憤懣を爆発させてしまい、日本政府に強い不満を訴えて善処を求めたのみならず、中には憤然として本国へ引き揚げていき、反日的言動を弄するという事態さえ起きてしまった。そこで、憂慮した高平駐米公使が小村外務大臣へ事情を訴えたり山縣参謀総長が大山満洲軍総司令官へ緩和策を要請したりした結果、「軍の機密」を優先させながら外国新聞記者らのある程度の従軍取材が可能になっていった。ジャック・ロンドン²⁴⁾やジョージ・ケナン²⁵⁾などが本国へ送って発表した記事のほか、

24) 尤もジャック・ロンドンは、風雲急を告げる東アジアの緊迫した情勢をすばやく読み取って1904年1月下旬に来日し、日露開戦直前の2月1日に門司市に入って同市街の風景写真を手持ちのカメラで3枚撮った。しかし、同市が要塞地帯であったことから忽ち官憲に逮捕され、写真はカメラとともに没収されてしまった。やがて朝鮮半島や満洲の戦場を眺めることになるが、元来が白人優越主義だった彼は、肌の白いロシア兵が黄色い肌の日本兵に武装解除されていく様を見るに耐えず、同年6月には従軍記者の仕事に見切りをつけて帰国してしまう。その詳細については、木村毅著『日米文学交流史の研究』（講談社、昭和35年）、667-700頁を参照。

25) ジョージ・ケナンは、『*The Outlook*』誌の1905年2月号で「Russian Views of Kuropatkin and His Army」と題した記事を掲載して評判となった。なお、一般向けの紹介ながら、井上ラウラ「ジャーナリズム」（雑誌『歴史読本』、新人物往来社、2004年4月号、「日露戦争100年目の真実」）を参照。

日露戦争後10年近く経って刊行されたウオッシュバーンの著書『NOGI』²⁶⁾などは、その成果といってよい。

それらの取材成果の中でも、具体的にとりわけ目立ったものとしては、1905年1月7日にロンドンで発行された『*The Illustrated London News*』誌の「Port Arthur: Its Siege」と題する、戦争写真や絵画の豊富な特集号であった。しかも、これには、3冊からなる付録と、チャールズ・ロー（Charles Lowe）記者の旅順攻略をめぐる解説冊子まで付けられた豪華な特別編集号であったのである。また、日露戦争の終結直後の1905年9月に米国のコリアー・アンド・サン社から出版された、ジャムズ・H・ヘア（James H. Hare）記者の編集になる特大型の写真帖『*A Photographic Record of the Russo-Japanese War*』も挙げなければならないであろう。そこには、500葉を超える日露戦争の戦闘および戦場シーンの写真が採録されている。

付記2. 「露軍ニ従軍シタ通信員ハ日本軍ニ従軍ヲ許サズ」

また日本側では、敵方のロシア軍に従軍して満洲各地での日本軍との戦闘を取材した外国人記者もいることを承知していた。例えば、以下のとおり、ロシア軍に従軍した外国新聞記者らの氏名を挙げる事ができた²⁷⁾。

Angus Hamilton, *Manchester Guardian*

Maurice Barring, *London Morning Post*

Richard H. Little, *Chicago Daily News*

Francis McCullough, *New York Herald*

James F. J. Archibald *Collier's Weekly*

26) S. ウオッシュバーンの同著書は、現在、『乃木大将と日本人』（講談社学術文庫、2003年）と題した目黒真澄の邦訳で容易に読むことができる。

27) 外務省外交史料館所蔵記録綴り『日露戦役ノ際交戦地ニ於テ帝国軍隊ノ露国兵ト共ニ捕獲サレタル露軍付外国通信員並ニ外国武官関係雑纂』から摘出。

Victor K. Bulla	<i>Collier</i>
T. M. Millard	<i>Schribner's Magazine</i>
George Denny	<i>Associated Press</i>
George De La Salle	<i>French New Agency</i>
Viscount Lord Brooke	<i>Reuter's Agency</i>
R. Naudeau	<i>Journal, Paris</i>
Baron Karl Binden von Krügelstein	<i>Localanzeiger, Berlin</i>

それらのロシア軍に従軍した外国新聞記者としては、同一人の眼で日本軍にも従軍して比較しながら取材したいという希望はあったろう。しかし、「我軍（日本軍）ニ於テハ一旦敵軍ニ従軍シタル通信員ハ、一切我軍ニ従軍ヲ許サザルノ内規アリテ従来励行シ来リタル」ために、フランスの新聞ル・マタンの通信員マーシャル・スメは、「先ニ一旦露軍ニ従軍シタルコトアル由発見セ」られたために、日本軍への従軍を許可されなかった²⁸⁾。

また、上記のロシア軍に従軍の外国新聞記者リスト中にも挙げられている、英国人（正確にはアイルランド人）ながらニューヨーク・ヘラルド紙の記者として同軍に従軍したフランシス・マックラフは、やがて大石橋の戦闘で日本軍の捕虜となり宇品に護送されたため、図らずも日露両軍を取材できる機会に恵まれた。彼が戦後の1906年にロンドンで、ロシア軍のコサック騎兵について自己の従軍体験を纏めて発表した著書『*With the Cossacks, Being the Story of an Irishman Who Rode with the Cossacks Throughout the Russo-Japanese War*』²⁹⁾は著名である。なお、そのマッ

28) 小村外務大臣から本野一郎在仏公使あて、明治38年2月22日発・電報第45号、『日本外交文書』・日露戦争III, 143頁。

29) 日本では、『胡朔隊＝従軍記』や『コサック奮闘録』などといった書名で、複数の翻訳書があるほどである。

クラブ記者と共に、奉天付近の戦闘で日本軍の捕虜となって日本に護送され静岡で解放された外国新聞記者に、米国人で米国の『シカゴ・デイリー・ニュース』紙の通信員リチャード・ヘンリー・リッツル、フランス人でフランスはパリの新聞『ジュウルナル』の通信員リュウドヴィック・ノードー、およびドイツ人でベルリンの新聞『ローカル・アンツアイゲル』の通信員、男爵カアール・ビンデル・フォン・クレグルスタインの3名もいた³⁰⁾。

因みに、海戦記として日露戦争における海戦、とくに日本海海戦でバルチック艦隊に乗り組んで従軍取材した外国新聞記者については不明であるが、ロジェストウエンスキー司令長官の旗艦スヴォーロフに乗り込んでいた記録系の参謀ウラジミール・セミョーノフの著書『壊滅！ バルチック艦隊』（邦訳；恒文社、1982年）や、捕獲された戦艦オリョールに水兵として乗り込み日本海海戦に参加した作家ノビコフ＝プリボイの著書『ツシマ』（邦訳；三笠書房・1952年、原書房・上下巻・2004年）などは、あまりに有名と言わざるを得ない。

（筆者は元外務省員、元帝京大学教授、日露戦争研究会会長、法学博士）

30) 前掲書、日露戦争III, 144頁、明治38年4月11日付けの官報抄録。